

感染不安を理由に学校を休ませたいと相談があった場合の児童生徒等の出席停止等の取扱いについて、Q & Aの一部を更新しましたので、その内容をお知らせします。引き続き、地域の感染状況等に応じて新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いします。

事務連絡  
令和3年10月1日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課  
各都道府県教育委員会専修学校主管課  
各都道府県私立学校主管部課  
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課 御中  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ & Aの一部更新について（10月1日時点）

新型コロナウイルス感染症対策として、文部科学省においては、新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ & Aを作成し、学校で感染者が発生した場合や児童生徒等の出席等の対応に関する事項において、感染不安を理由に学校を休ませたいと相談があった場合の児童生徒等の出席停止等の取扱いについて示しています。

このたび、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」が終了しましたが、感染拡大への警戒を緩めることなく、引き続き、感染症対策の徹底が必要と考えており、今後の感染症への対策等も考慮し、校長が

「出席停止・忌引き等の日数」として記録する際の合理的な理由の判断に当たって、高齢者や基礎疾患のある方がいるなどの家庭・家族の状況、地域の医療体制のひっ迫の程度等を踏まえることが必要と考えられることから、別紙のとおり新たにQ&Aを更新しました。

なお、この情報については、令和3年10月1日時点のものであり、今後の状況に鑑み更新の可能性もあり得る旨、申し添えます。

また、学校を休んだ児童生徒の取扱いに関連する通知として、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における指導要録の『出欠の記録』における記載事項の取扱いについて（通知）」（令和3年10月1日付け3文科初第1152号文部科学省初等中等教育局長通知）（参考資料1）や、「現下の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和4年度の高等学校入学者選抜等における調査書の取扱いについて（通知）」（令和3年10月1日付け3文科初第1150号文部科学省初等中等教育局長、文部科学省総合教育政策局長通知）（参考資料2）についても、文部科学省から発出していますので、御参考いただきますようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようお願いいたします。

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課保健指導係

TEL：03-5253-4111（内線2918）

**新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び  
特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ & A（抜粋）**

（令和3年10月1日時点）（下線部が修正箇所）

< Q & A（学校設置者・学校関係者の皆様へ） >

②感染者等が発生した場合や児童生徒等の出席等に関する対応に関すること

問1 感染不安を理由に休ませたいと相談があった場合の出席停止等の取扱いや、不登校児童生徒が自宅等においてICT等を活用した学習を行った場合の出席扱いについて、どのような点に留意すればよいか。

（感染不安等に係る出席停止等について）

- 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった児童生徒等については、まずは、保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針についてご理解を得るよう努めてください。
- その上で、生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないなどの対応も可能です。また、校長が「出席停止・忌引き等の日数」として記録する際の合理的な理由の判断に当たって、感染力の強い変異株がまん延している状況や、高齢者や基礎疾患のある方がいるなどの家庭・家族の状況、地域の医療体制のひっ迫の程度等を踏まえることが必要と考えられます。  
（「非常変災等児童又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数」について判断することとなります。）
- 幼稚園についても同様の取扱いとなります。幼稚園幼児指導要録には「出席停止・忌引等の日数」の記載欄がないため、備考欄に「保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、園長が出席しなくてもよいと認めた日」である旨をご記載ください。
- この取扱いは、前述の合理的な理由がある場合に適用されることに留意するとともに、特に小中学生は就学義務も踏まえ、児童生徒の学びの機会が保障されるよう配慮することが重要です。
- なお、医療的ケアを必要とする児童生徒等や、基礎疾患等のある児童生徒等の中には、重症化のリスクが高いケースもあることから、主治医や学校医等に相談の上、個別に登校の判断をしてください。

指導要録上、オンラインを活用した特例の授業を実施したことを、より明確にするため、「出欠の記録」の「備考」の記載事項の取扱いについてお知らせします。  
(新規)

3 文科初第 1152 号  
令和 3 年 10 月 1 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 都 道 府 県 知 事  
附 属 学 校 を 置 く 各 国 公 立 大 学 法 人 の 長  
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項 の 認 定 を  
受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長  
殿

文部科学省初等中等教育局長  
伯 井 美 徳

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における指導要録の  
「出欠の記録」における記載事項の取扱いについて（通知）

指導要録については、各設置者による様式の決定や各学校における指導要録の作成の参考となるよう、指導要録に記載する事項及び各学校における指導要録作成に当たっての配慮事項等について、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成 31 年 3 月 29 日付け 30 文科初第 1845 号初等中等教育局長通知。以下「改善等通知」という。）においてお示ししたところです。

また、非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒について、一定の方法によるオンラインを活用した学習の指導（オンラインを活用した特例の授業）を実施したと校長が認める場合には、指導要録の「指導に関する記録」の別記（以下「別記」という。）として、非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録について学年ごとに作成することを、「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）」（令和 3 年 2 月 19 日付け 2 文科初第 1733 号初等中等教育局長通知）においてお示ししたところです。

学校教育は教師と児童生徒との関わり合いや児童生徒同士の関わり合い等を通じて行われるものであり、上記通知における出欠の取扱いを変更するものではありませんが、指導要録上、オンラインを活用した特例の授業を実施したことを、より明確にするため、「出欠の記録」の「備考」の記載事項について下記のとおり取扱いとしま

したので、御配意の上、対応していただきますようお願いいたします。

本件につきまして、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国公立大学長におかれてはその管下の学校に対し、周知くださいますようお願いいたします。

なお、本日付けで、高等学校入学者選抜について、「現下の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和 4 年度高等学校入学者選抜等における調査書の取扱いについて（通知）」（令和 3 年 10 月 1 日付け 3 文科初第 1150 号初等中等教育局長通知）、大学入学者選抜について、「現下の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和 4 年度大学入学者選抜における調査書の取扱いについて（通知）」（令和 3 年 10 月 1 日付け 3 文科高第 709 号高等教育局長通知）が発出されておりますことを申し添えます。

## 記

改善等通知の別紙 1 II 10 (6) 備考、別紙 2 II 9 (6) 備考及び別紙 3 II 7 (7) 備考について、別記に記載されたオンラインを活用した特例の授業の参加日数を転記すること。

〔参考 1〕「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成 31 年 3 月 29 日付け 30 文科初第 1845 号初等中等教育局長通知）

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/1415169.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1415169.htm)

〔参考 2〕「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）」（令和 3 年 2 月 19 日付け 2 文科初第 1733 号初等中等教育局長通知）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/mext\\_00015.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/mext_00015.html)

### 【本件連絡先】

初等中等教育局教育課程課教育課程企画室

TEL : 03-5253-4111 (内線 : 2369)

e-mail : kyokyo@mext.go.jp

**現下の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和4年度の高等学校入学者  
選抜等における調査書の取扱いについて**

新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、令和4年度の高等学校入学者選抜等における調査書の取扱いについて、各実施者に特段の御配慮をお願いするものです。

3 文科初第 1 1 5 0 号  
令和 3 年 10 月 1 日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国公立大学法人の長 殿  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を  
受けた各地方公共団体の長  
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省初等中等教育局長  
伯井美德

文部科学省総合教育政策局長  
藤原章夫

現下の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和4年度の高等学校入学者選抜等における調査書の取扱いについて（通知）

令和4年度以降の高等学校入学者選抜等（小学校や中学校、特別支援学校、専修学校高等課程等の入学者選抜を含む。以下同じ。）における新型コロナウイルス感染症の影響により必要となる配慮等のうち、調査書の取扱いについては「現下の新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた令和4年度以降の高等学校入学者選抜等における配慮等について」（令和3年9月10日付け3文科初第1025号文部科学省初等中等教育局長、文部科学省総合教育政策局長通知）において、「調査書において出席等に係る日数（「出席日数」「出席停止・忌引き等の日数」「出席しなければならない日数」など）の記入欄を設けている場合には、臨時休業や分散登校、出席停止等に伴う当該欄への記載内容により、特定の入学志願者が不利益を被ることがないようにすること」としてあり、各教育委員会等（以下「実施者」という。）に御対応をお願いしたところです。

この度、令和4年度大学入学者選抜に際して高等学校等が作成する調査書について、大学に入学を志願する生徒が、新型コロナウイルス感染症の影響によりやむを得ず高等学校等に登校できず、オンラインを活用した学習指導を受けたことにより、その日数が指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録された場合、入学者選抜で不利益に取り扱われるのではないかという懸念や不安等が生じないように、調査書の出欠の記録に関する記載事項のうち「出席停止・忌引き等の日数」は記載をしないこと等の取扱いをすることとなりました。

各実施者におかれては、令和4年度高等学校入学者選抜等において、各実施者のそれぞれの実情等を勘案し、各実施者の判断により、大学入学者選抜における取組を参考にいただき、受検生・保護者等が不安を感じることがないように、特段の御配慮のほど、よろしく願いいたします。

本件につきまして、都道府県教育委員会にあっては所管の学校（専修学校高等課程を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会にあっては所管の学校に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体に対しては認可した学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省社会・援護局におかれては、その所管の専修学校高等課程に対して、御周知いただきますよう、よろしく願いいたします。

< 添付資料 >

現下の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和4年度大学入学者選抜における調査書の取扱いについて（通知）

【本件連絡先】

（本通知全般に関する問合せ）

初等中等教育局参事官（高等学校担当）

TEL：03-5253-4111（内線：2349）

e-mail：[koukou@mext.go.jp](mailto:koukou@mext.go.jp)

（特別支援学校に関する問合せ）

初等中等教育局特別支援教育課企画調査係

TEL：03-5253-4111（内線：3193）

e-mail：[tokubetu@mext.go.jp](mailto:tokubetu@mext.go.jp)

（高等専修学校に関する問合せ）

総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室

TEL：03-5253-4111（内線：2915）

e-mail：[syosensy@mext.go.jp](mailto:syosensy@mext.go.jp)

新型コロナウイルス感染症の影響によりやむを得ず高等学校等に登校できず、オンラインを活用した学習指導を受けたことにより、その日数が指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録された場合、入学者選抜で不利益に取り扱われるのではないかと懸念や不安等が生じないよう、各高等学校等が作成する調査書の記入上の特例措置についてお知らせします。(新規)

3 文科高第 709 号  
令和 3 年 10 月 1 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 都 道 府 県 知 事  
高等学校を設置する学校設置会社を所轄  
する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の  
認定を受けた各地方公共団体の長  
各国公立大学長（大学院大学を除く）  
独立行政法人大学入試センター理事長

殿

文部科学省高等教育局長  
増 子 宏

現下の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和 4 年度大学入学者  
選抜における調査書の取扱いについて（通知）

令和 4 年度大学入学者選抜における新型コロナウイルス感染症対策に伴う試験実施上の配慮等のうち、調査書の取扱いについては、「令和 4 年度大学入学者選抜実施要項について」（令和 3 年 6 月 4 日付け 3 文科高第 284 号文部科学省高等教育局長通知）において「各大学は、新型コロナウイルス感染症の影響により出席日数、特別活動の記録、指導上参考となる諸事項の記載が少ないこと等をもって特定の入学志願者を不利益に取り扱うことがないようにする」としており、「出席日数」や「出席停止・忌引き等の日数」等の記載内容によって、特定の志願者を不利益に取り扱わないこととしています。

このことについて、生徒が新型コロナウイルス感染症の影響によりやむを得ず高等学校等に登校できず、オンラインを活用した学習指導を受けたことにより、その日数が指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録された場合、入学者選抜で不利益に取り扱われるのではないかと懸念や不安等が生じないよう、各高等学校等が作成する調査書の取扱いについて、下記のとおり取り扱うこととしますので、令和 4 年度大学入学者選抜の実施に当たって遺漏のないようお取り計らい願います。

本件につきまして、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）を設置する各国公立大学におかれては設置する附属高等学校に対し、各都道府県・指



定都市教育委員会におかれては所管の高等学校及び域内の市区町村教育委員会等に対し、各都道府県知事におかれては所轄の高等学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては認可した高等学校に対し、十分な周知をお願いします。

## 記

### 1 調査書を作成する高等学校等における取扱い

- (1) 今後、高等学校等において作成する調査書について、出欠の記録に関する記載事項のうち「出席停止・忌引き等の日数」は、記載をしないこと。「出席停止・忌引き等の日数」が推測できる「授業日数」も同様に記載しないこと。ただし、調査書作成に係るシステムの改修を要する場合や、既に調査書を作成し、志願者本人に発行している場合などで、新たな調査書の作成、発行に相当の負担が生じるなど、それが困難な場合には、従前の方法による調査書を作成、利用することもやむを得ないこと。
- (2) 別添の「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における指導要録の「出欠の記録」における記載事項の取扱いについて（通知）」（令和3年10月1日付け3文科初第1152号文部科学省初等中等教育局長通知）により、指導要録の「出欠の記録」の「備考欄」にオンラインを活用した特例の授業の参加日数を記載することとされたことを踏まえ、調査書の「出欠の記録」の「備考欄」にも同様に、オンラインを活用した特例の授業の参加日数について記載すること。

### 2 調査書を入学者選抜に活用する大学における取扱い

- (1) 大学においては、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により「出席日数」、「特別活動の記録」、「指導上参考となる諸事項」の記載が少ないこと等をもって特定の入学志願者を不利益に取り扱うことがないようにすること。
- (2) 上記1のとおり、それぞれの高等学校等や所在する地域の状況によって、調査書の記載方法が必ずしも統一されていないことが予想されることから、「授業日数」、「出席停止・忌引き等の日数」等の記載の有無によって、特定の入学志願者を不利益に取り扱うことがないようにすること。

#### 【本件担当】

高等教育局大学振興課入試第三係 岡, 半井野  
T E L : 03-5253-4111 (内線 4902)  
F A X : 03-6734-3392  
E-mail : gaknyusi@mext. go. jp

指導要録上、オンラインを活用した特例の授業を実施したことを、より明確にするため、「出欠の記録」の「備考」の記載事項の取扱いについてお知らせします。  
(新規)

3文科初第1152号  
令和3年10月1日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国公立大学法人の長  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を  
受けた各地方公共団体の長  
殿

文部科学省初等中等教育局長

伯井 美徳

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における指導要録の  
「出欠の記録」における記載事項の取扱いについて（通知）

指導要録については、各設置者による様式の決定や各学校における指導要録の作成の参考となるよう、指導要録に記載する事項及び各学校における指導要録作成に当たっての配慮事項等について、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成31年3月29日付け30文科初第1845号初等中等教育局長通知。以下「改善等通知」という。）においてお示ししたところです。

また、非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒について、一定の方法によるオンラインを活用した学習の指導（オンラインを活用した特例の授業）を実施したと校長が認める場合には、指導要録の「指導に関する記録」の別記（以下「別記」という。）として、非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録について学年ごとに作成することを、「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）」（令和3年2月19日付け2文科初第1733号初等中等教育局長通知）においてお示ししたところです。

学校教育は教師と児童生徒との関わり合いや児童生徒同士の関わり合い等を通じて行われるものであり、上記通知における出欠の取扱いを変更するものではありませんが、指導要録上、オンラインを活用した特例の授業を実施したことを、より明確にするため、「出欠の記録」の「備考」の記載事項について下記のとおり取扱いとしま

したので、御配意の上、対応していただきますようお願いいたします。

本件につきまして、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国公立大学長におかれてはその管下の学校に対し、周知くださいますようお願いいたします。

なお、本日付で、高等学校入学者選抜について、「現下の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和 4 年度高等学校入学者選抜等における調査書の取扱いについて（通知）」（令和 3 年 10 月 1 日付け 3 文科初第 1150 号初等中等教育局長通知）、大学入学者選抜について、「現下の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和 4 年度大学入学者選抜における調査書の取扱いについて（通知）」（令和 3 年 10 月 1 日付け 3 文科高第 709 号高等教育局長通知）が発出されておりますことを申し添えます。

## 記

改善等通知の別紙 1 II 10 (6) 備考、別紙 2 II 9 (6) 備考及び別紙 3 II 7 (7) 備考について、別記に記載されたオンラインを活用した特例の授業の参加日数を転記すること。

[参考 1] 「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成 31 年 3 月 29 日付け 30 文科初第 1845 号初等中等教育局長通知）

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/1415169.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1415169.htm)

[参考 2] 「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）」（令和 3 年 2 月 19 日付け 2 文科初第 1733 号初等中等教育局長通知）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/mext\\_00015.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/mext_00015.html)

### 【本件連絡先】

初等中等教育局教育課程課教育課程企画室

TEL : 03-5253-4111 (内線 : 2369)

e-mail : kyokyo@mext.go.jp